

新規加入者が対象！最大3万円！

農業経営収入保険補助制度のご案内

～大蔵村収入保険新規加入緊急奨励事業～

農業者の皆さん、農業経営のリスクへの備えはできていますか？

目 的

近年多発する自然災害や、農産物価格の低下、取引先の倒産など、農業者自身の経営努力では防ぎきれない様々な収入減少リスクに備える「収入保険」への加入を促進し、農業経営の安定化を図るものです。

収入保険とは

異常気象による自然災害や農産物の価格下落など、さまざまなリスクによる農業収入の減少を補填し、農業経営の安定化を図ることを目的とした国の政策保険制度です。

補助内容

令和6年度に「収入保険制度」に新規加入した村内に住所（所在地）を有する農業者（個人・法人）に対し、村の独自事業として保険料の一部を補助します。

補助金額：保険料のうち

「3万円」か「保険料実費」のいずれか低い額

※例1 保険料実費が80,000円の場合は、補助金30,000円

※例2 保険料実費が25,000円の場合は、補助金25,000円

※積立金及び付加保険料は対象外

対象者：令和6年度に新規で収入保険に加入する農業者（個人・法人）

※令和5年度以前に既に収入保険に加入したことがある農業者は対象外

※個人の場合は、保険期間が令和7年1月～12月のもの

※法人の場合は、保険期間が令和6年度内に開始するもの

※青色申告を行っていること

※村税等の滞納がないこと

申請期限：令和7年1月31日（金）まで

※申請の際には、収入保険加入後に全国農業共済組合連合会が発行する「農業経営収入保険加入承諾書（兼）保険料および積立金通知書」が必要になります。

※予算の都合上、ご希望に添えない場合があります。

この機会に、収入保険への加入をご検討ください！

お問合せ・申し込み先

①収入保険制度の加入手続きを行いたい！

山形県農業共済組合

最上出張所 TEL:0233-29-5711

②収入保険の保険料補助を受けたい！

大蔵村産業振興課農政係 TEL:0233-75-2105